

令和8(2026)年度利用者負担額表

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)				
階層	区分定義	1号	3号		2号	
		(3歳以上児)	(3歳未満児)		(3歳以上児)	
		教育標準	保育標準	保育短時間	保育標準	保育短時間
A1	生活保護世帯	0	0	0	0	0
B2	町民税非課税世帯 ひとり親世帯等	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
C3	町民税均等割課税世帯 ひとり親世帯等	0	8,000	7,800	0	0
		0	17,000	16,700	0	0
C4	町民税所得割額48,600円未満 ひとり親世帯等	0	9,000	8,800	0	0
		0	19,000	18,700	0	0
D5	町民税所得割額57,700円未満 ひとり親世帯等	0	9,000	9,000	0	0
		0	20,000	19,700	0	0
D6	町民税所得割額58,800円未満 ひとり親世帯等	0	9,000	9,000	0	0
		0	20,000	19,700	0	0
D7	町民税所得割額77,101円未満 ひとり親世帯等	0	9,000	9,000	0	0
		0	25,000	24,600	0	0
D8	町民税所得割額97,000円未満	0	30,000	29,500	0	0
E9	町民税所得割額108,600円未満	0	34,000	33,400	0	0
E10	町民税所得割額169,000円未満	0	39,000	38,300	0	0
F11	町民税所得割額211,201円未満	0	45,000	44,200	0	0
F12	町民税所得割額230,100円未満	0	50,000	49,200	0	0
F13	町民税所得割額301,000円未満	0	55,000	54,100	0	0
G14	町民税所得割額397,000円未満	0	59,000	58,000	0	0
H15	町民税所得割額397,000円以上	0	69,000	67,800	0	0

【備考】・ひとり親世帯等とは、下記に該当する世帯です。その際、第1子はこの表の金額、第2子以降は無料になります。
※D7階層までが対象

- ひとり親世帯・・・母子及び父子世帯
- 在宅障がい者(児)世帯・・・次のア～オに該当する者(児童)を有する世帯
 - ア. 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ. 療育手帳の交付を受けた者
 - ウ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ. 特別児童扶養手当の支給対象児
 - オ. 国民年金の障害基礎年金等の受給者

・第2子以降の未満児の保育料は無料となります。